




# 旅先での感染を予防するために 沖縄県を訪れる方々へのお願い

【来訪前：法によらない協力依頼】

【来訪後：法24条第9項 協力要請】

<b>旅行前</b> 	<p>来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越してください。発熱等に備えた常備薬や検査キットの携帯をお願いします。</p>
	<p>体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。飛行機のキャンセル料など、医師の診断書があれば無料で払い戻しが受けられることがあります。それぞれの窓口に電話で相談してください。</p>
	<p>インフルエンザやコロナなど感染性の高い病気への濃厚接触が疑われるときは、帰省や民泊をホテル泊に変更するなど、高齢者との接触を控えるよう予定を変更してください。</p>
<b>旅行中</b> 	<p>利用する事業者（ホテル、ダイビングショップ等）が求める感染対策ルールに従ってください。地域の流行状況や高齢者との接触リスクなどにより、マスク着用など感染対策の強化を求められることがあります。</p>
	<p>体調不良のときは、外出せずホテルでゆっくり休みましょう。受診すべきか分からない、受診先が分からないなどの相談は「旅行者専用相談センター沖縄（TACO）098-840-1677」に電話をかけてください。</p>
<b>旅行後</b> 	<p>旅行から戻って症状を認め、インフルエンザやコロナなど感染性の高い病気と診断された場合には、帰省や民泊先の家族や訪問した高齢者施設など沖縄県内で接触のあった人に可能な範囲で伝えてください。</p>